

BICARE サービス約款

第1条（目的）

本約款は、Brilliant Clinic Tokyo（以下「当院」といいます）が提供する「BICARE」サービス（以下「本サービス」といいます）に関し、利用者との間で適用される契約条件を定めるものです。

本サービスは、EMS 機器の利用およびガイドブックによる食事アドバイス等を通じて、健康維持・増進および美容支援を目的とするものであり、医療行為または治療を目的とするものではありません。

※「Brilliant Clinic Tokyo」は東京都千代田区にて運営される医療機関名称です。

第2条（本サービスの内容）

1. 本サービスは、以下のプログラムに基づいて構成されます。

【プログラム内容】

BICARE ボディメイクプログラム：EMS 機器の貸出、ガイドブックによる食事アドバイス、メッセージによる相談サポート

※EMS 機器の利用に必要なベルトセット（腹部用 1 本、脚用 2 本、霧吹きスプレー）は別途ご購入いただく必要があります。ベルトは消耗品であり、使用頻度や使用状況により、必要に応じて交換（再購入）いただく場合があります。

2. 当院は、本サービスの提供にあたり、プログラムの効果的な実施を補助する目的で、医師の見解に基づいたサプリメントの情報を利用者に案内します。

当該サプリメントは、腸内環境の維持・整備を補助することを目的として推奨されるものであり、購入は任意とし、利用者ご自身の判断により選択いただきます。

なお、当該サプリメントの購入により、当院または提携事業者に収益が発生する場合があります。ただしこれらは当院が販売するものではなく、販売・配送・品質・効果・返品・交換・キャンセル等に関して、当院は一切の責任を負いません。手続きは、各販売会社の定める規定に従って行わわれます。

第3条（利用者資格および契約の成立）

1. 本サービスの利用を希望する者は、本約款を承諾の上、当院所定の方法により申し込みを行うものとします。

2. 当院が申し込みを承諾し、かつ、利用者のクレジットカード決済または当院指定の方法による決済が、第6条6項で定める申込期間内に正常に完了した場合、サービス利用契約が成立するものとします。

3. 契約成立後、本サービスに関する費用が発生し、利用者はこれを支払う義務を負います。

4. 本サービスは、1か月単位の自動更新制とします。な

お、初回契約における契約期間および解約条件は、第7条に定めるとおりとします。

第4条（本サービスの変更）

1. 当院は、本サービスの内容の全部または一部を変更、または提供を終了することがあります。

2. 当院が本サービスの変更または提供終了する場合、適切な方法により利用者に通知します。

3. 本条に基づく当院の措置により利用者に損害が生じた場合でも、当院に故意または重大な過失がある場合を除き、当院はその損害について責任を負わないものとします。

第5条（料金および支払い）

1. 本サービスのプログラムの機能内容および料金等は、当院が別途定めるとおりとします。

2. 支払いは、クレジットカード決済または当院指定の決済方法を利用するものとします。

3. 支払期日までに料金の支払いが確認できない場合、サービスの提供を停止いたします。

第6条（サービスの提供・機器の貸与およびキャンセル・返品の制限）

1. 当院は、EMS 機器を利用者にレンタル提供し、適切な使用方法を案内します。

2. 利用者は、EMS 機器を善良な管理者の注意をもって使用し、他者に譲渡・貸与してはならないものとします。

3. 破損・故障が発生した場合、その原因が利用者の故意・過失による場合は、修理費用を請求することができます。

4. EMS 機器に不具合が生じた場合には交換対応を行いますが、ベルトについては初期不良に限り交換対応とし、通常使用に伴う劣化や破損は交換対象外とします。

5. 本サービスの利用開始日は、毎月 1 日または 16 日のいずれかとし、利用者の申込日および決済完了日をもとに最短で利用可能な開始日が自動的に適用されます。サービス利用開始日を起算日として、1か月間が 1 契約期間となります。契約の成立日（クレジットカード決済または当院指定の方法による決済完了日）とサービスの利用開始日とは異なります。

6. 申込期間内（1日開始分：前月 6 日から 20 日まで、16 日開始分：前月 21 日から当月 5 日まで）に所定の手続きと決済が完了した利用者に対して、EMS 機器等をサービス利用開始日前日までに到着するよう発送します。

7. 利用者の都合により機器等の受け取りが遅れた場合でも、サービス利用開始日は 1 日または 16 日から変更されません。

8. 当院の都合により、サービス利用開始日および申込締切日を変更または一時的に設定しない場合があります。その

際は、当院ウェブサイトその他適切な方法により、利用者に告知します。

9. サービスの特性上、申込確定後ただちに発送準備や在庫確保等の対応を開始するため、原則としてキャンセルおよびサービス全般の中途解約はお受けできません。ただし、決済完了当日中かつ EMS 機器類の発送準備前に限り、書面またはメールによるキャンセルの申出を受け付けることがあります。これ以降のキャンセルおよび中途解除、返品は、商品およびサービスの特性上一切お受けできませんので、あらかじめご了承の上、お申込みください。

10. 本サービスは通信販売に該当し、訪問販売等ではないため、特定商取引法に基づくクーリングオフ制度の適用対象外となります。

第 7 条（サービスの延長および解約）

1. 本サービスは、1か月単位で提供されます。
2. 利用者が解約を希望する場合は、当院所定の方法により、現契約最終日の1か月前まで（1日開始：前月末日まで、16日開始：前月15日まで）に申し出る必要があります。なお、初回契約の場合は、サービス開始日から2か月間の継続利用が必須であり、当該期間中の途中解約はできません。
3. 利用者が現契約の最終日の1か月前までに当院所定の方法により契約終了の申し出を行わない限り、本サービスは自動的に同一条件でさらに1か月間延長されます。現契約の最終日の1か月前を経過したのちは、キャンセル、返金、中途解約等は一切お受けできません。
4. 延長分の決済は、現契約の終了日までの間に、初回契約時に登録されたクレジットカードまたは当院指定の方法により、当院が延長分の決済処理を行うものとします。
5. 解約後も未払い料金がある場合、利用者はこれを支払う義務を負うものとします。
6. 解約後、当院が定める機器返送期限を過ぎても返却が確認できない場合、利用者が機器を紛失したもの、または購入の意思を有すると当院が合理的に判断したときは、利用者に対して税込198,000円（*EMS レンタル機器の販売価格相当額）を請求します。

第 8 条（免責事項）

1. 健康状態の維持管理は自己責任となります。利用者が本サービスの利用により健康上の問題を生じた場合には、速やかに当院またはかかりつけ医に相談するものとします。かかる対応がなされない場合、当院はその問題について一切の責任を負わないものとします。
2. 天災、通信障害、その他不可抗力によるサービスの提供遅延・停止について、当院は責任を負いません。
3. ペースメーカーなど体内植込み型医療用電子機器を使用している方は、本サービス（EMS 機器）を使用しないで

ください。また、EMS 取扱説明書の記載事項を確認し、禁止事項に該当する方は利用をお控えください。万一これに違反して生じた健康被害等について、当院は一切の責任を負いません。

4. EMS 機器の使用により筋肉疲労が残る場合があります。筋肉痛や、筋繊維に異常が見られる場合には、直ちに使用を中止してください。

第 9 条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証するものとします。
 - 暴力団、暴力団関係企業、総会屋、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます）に該当しないこと
 - 反社会的勢力が経営に関与していないこと
 - 反社会的勢力を利用しないこと
 - 反社会的勢力に対して資金提供や便宜供与を行わないこと
 - 反社会的勢力と社会的に非難される関係を有しないこと
2. 利用者が前項に違反した場合、当院は何らの催告を要することなく契約を解除することができるものとします。
3. 本条に基づき契約が解除された場合、当院は利用者に対し、いかなる損害についても賠償義務を負わないものとします。

第 10 条（個人情報の取扱い）

1. 当院は、利用者の個人情報を適切に管理し、サービス提供目的以外に利用しません。
2. 利用者は、当院がサービスの向上を目的として、個人情報を統計的に処理し、匿名化した上で活用することを了承するものとします。
3. 当院は、以下の場合を除き、利用者の個人情報を第三者に提供することはありません。
 - (1) 利用者の同意がある場合
 - (2) 法令に基づき提供が求められる場合
 - (3) 本サービスの提供に必要な範囲で業務委託先・提携事業者・医療機関等に提供する場合（例：申込管理、決済、配送、等）
 - (4) 統計的に処理され、個人を識別できない形式で開示・提供される場合

第 11 条（その他）

1. 当院は、法令の改正、サービス内容の変更、その他必要と認める場合に、本約款を変更することができます。変更内容は、当院が適当と認める方法（公式ウェブサイトでの掲示等）により利用者に通知または公表し、通知・公表された時点で効力を生じるものとします。なお、変更後の約款は、既存契約にも適用されるものとします。

2. 本サービスに関する紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

以上

本約款は、2025年4月21日より適用されます。

2025年8月1日、一部改定。